

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山形県白鷹町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 白鷹町全域

(1) 現況

本町は山形県置賜盆地の北部に位置し、中央部を南から北へ貫流する最上川を中心として、西は朝日連峰、東は白鷹丘陵に向けて盆地が形成されている。

最上川両岸に広がる水田地帯は、当地域の稲作の中心として位置づけられており圃場整備がほぼ終了しているが、それ以外の地域においてはほとんどが中山間地域であり、団地性が乏しく、特に鷹山地区は農地が山間部に多く、急傾斜地がほとんどであるため平場地域との生産条件の不利を補正するための取組みが必要である。

また、過疎化・高齢化に伴う農業における後継者問題が深刻である。このため、農業生産の中核的担い手として、また、農村地域社会のリーダーとして期待される後継者を育成確保するとともに、多面的機能の確保を図る観点から、地域全体で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図る取組みが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第2号に掲げる事業、第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	蚕桑地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに第3号に掲げる事業
②	鮎貝地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

③	荒砥・十王地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
④	鷹山地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑤	東根地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）であって、白鷹町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(2) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。